

意見書

長幼会千丸台 保育園

園児氏名 _____

病名 _____

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名 _____

医師名 _____

印 _____

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが1日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能となつてからの登園となるようにご配慮ください。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから *流行性耳下腺炎に罹患したことがない場合、ただの耳下腺炎と診断されても流行性耳下腺炎の疑いがあるため、意見書の提出が必要（園医の指導により）
結核		感染のおそれが無くなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	おもな症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される	感染のおそれが無くなってから
髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれが無くなってから

※「インフルエンザ」の「登園のめやす」は、横浜市が厚生労働省に確認した表現を記載しています。

インフルエンザ罹患時は裏面も記入して下さい。

※「急性出血性結膜炎」は、横浜市独自の取扱です。

* インフルエンザ登園基準 *

①インフルエンザ治療薬を飲みきっていること

②発症後最低5日を経過していること

発症	1日	2日	3日	4日	5日	出席可能
/	/	/	/	/	/	/

発熱の症状が出現

③解熱した後3日を経過していること

解熱	1日	2日	3日	出席可能
/	/	/	/	/

①②③3つ全てをみたしてからの登園をお願いします。